

沼生環第56号の2

令和3年5月21日

静岡県知事 川勝 平太 様

沼津市長 賴重 秀



「(仮称)沼津真城山風力発電事業環境影響評価方法書」に関する
意見について(回答)

令和3年4月28日付け環生第53号により照会のあった標記の件について、
環境影響評価法第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり環境の保全の見
地からの意見を提出します。

（仮称）沼津真城山風力発電事業環境影響評価方法書に関する意見書

I 総括的事項

1 はじめに

本事業は、沼津市西浦（江梨）地区、戸田（井田）地区にまたがる真城山周辺において、3,000～4,300kw級の風力発電機を区域内に最大11基設置し、総出力最大4万2,000kwを発電する発電所を建設する陸上風力発電事業である。

伊豆半島は、その一部が富士箱根伊豆国立公園に指定されており、ユネスコ世界ジオパーク認定を受けるなど、国内でも有数の希少かつ豊かな自然環境を有する半島である。また、伊豆半島は本州で唯一フィリピン海プレートの上に位置し、半島の形成はその他の地域とは全く異なる経緯を持つことなど、世界的にも非常に特異な地理的歴史を有する。

半島の付け根に位置する本市は、日本一深い海溝を持つ駿河湾と日本一高い富士山を一体的に眺望することができ、海岸線には多くの観光資源を有している。本事業想定区域である西浦地区においては西浦みかん寿太郎の栽培、戸田地区においてはタカアシガニの水揚げなど、様々な希少価値のある産業が盛んであり、本市にとって、真城山や金冠山、達磨山及びその稜線をはじめとする伊豆半島の山々と、そこに面する駿河湾や多くの河川は、市民の生活に深く密接なかかわりを持つものである。

このようなことから、専門家や住民からは、風力発電設備の存在や稼働等により、これらの自然環境や地域の資源に影響が及ぶことを強く懸念する声があがっている。

そこで、こうした地域特性や地域住民等の意見を踏まえ、環境影響評価を実施し、準備書を作成するとともに、本事業の実施が環境に及ぼす影響を回避し、又は極力低減することが求められる。

これらのことから、今後、事業者が実施する環境影響評価の実施項目及び、準備書に記載すべき事項等について、意見を述べるものである。

2 環境に配慮した計画の検討

風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の配置、構造、規模等(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、施工性、経済性及び用地確保の容易性よりも環境に及ぼす影響の回避又は低減を優先し、重大な影響が認められる場合は、風力発電設備等の配置や基数、規模の見直しを行ったうえで、その経緯も含め、準備書で示すこと。

3 定量的な調査方法の採用

環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、可能な限り定量的な手法を用いること。

4 土地の改変面積等の縮減

森林の伐採面積、土地の改変面積及び改変に伴う残土の発生量を極力縮減するよう計画を具体化し、環境に及ぼす影響を低減すること。

5 長期的な影響の評価

本事業は、風力発電設備の存在や稼働が長期間にわたって周辺の自然環境や住民の生活環境に影響を及ぼすものであることから、長期的な影響についても調査、予測及び評価を行うこと。

6 地域住民への情報提供

環境の保全及び災害の発生について、地域住民が不安視していることから、事業を進めるに当たっては、地域住民の不安が払拭されるよう、積極的に情報を提供するなど丁寧に対応すること。

7 評価方法の見直しや追加

準備書を作成するに当たり、環境影響評価の項目並びに環境影響評価の調査予測及び評価手法の選定に影響を及ぼす新たな事実が判明した場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価手法の見直しや追加を行うこと。

II 個別事項

1 騒音、超低周波音

本事業における土地の改変を伴う造成工事や工事用資材等の搬入及び風力発電設備等の存在及び稼働による、事業実施区域及びその周囲に存在する住宅や学校、福祉施設等、配慮が特に必要な施設への騒音、振動及び超低周波音について、国内外の類似条件での事例や最新の知見を踏まえ調査、予測し、その結果に応じて、風力発電設備の配置や基数、規模の見直しを行うなど、環境影響を回避又は極力低減する具体的な保全措置を準備書に記載すること。

2 河川への影響

土地の改変を伴う造成工事により濁水の発生が懸念されるため、排水される溪流や河川における簡易水道水源、河川、水生生物及び生態系に及ぼす影響について調査、予測し、その結果に応じて、森林伐採量及び改変面積の最小化、沈砂池等の増設等、環境影響を回避又は極力低減する具体的な保全措置を準備書に記載すること。

また、近年各地で想定外の豪雨等が発生し甚大な自然災害を引き起こしていることから、治水や土砂災害等への安全対策については、十分な調査、予測及び評価を実施すること。

併せて、事業実施区域は、西浦・戸田地域の多くの河川流域（県・市管理河川）に跨っているため、計画に際しては河川への影響や雨水の流出抑制を十分考慮するとともに、土砂災害などの防止対策を講じるなど、十分検討すること。

3 水資源（森林を含む）

本事業により想定される森林伐採面積が小さいことから、河川の流量や地下水の水位について予測、評価は実施しない想定とのことだが、代替として検討しているモニタリングの実施について具体的な計画を明らかにすること。

また、事業実施区域周辺においては、市有林造林事業（皆伐）等が実施されており、この造林事業と本事業実施による伐採等が同一流域内で実施されることにより、雨水等の保水力が減衰するおそれがあることから、風力発電設備等の配置等の検討において、一部の水道水源の流域に森林の伐採が偏らないよう

に、十分な配慮をすること。

4 地形、地質及び地盤

土地の改変を伴う造成工事により形成される切土、盛土法面が崩壊し、土砂が下流まで流出するおそれがあることから、事業実施区域における土地の安定性に及ぼす影響について調査、予測し、その結果に応じて、土地の改変量の最小化等、環境影響を回避又は極力低減する具体的な保全措置を準備書に記載すること。

また、伊豆半島の地質には重要な地質が多く存在することから、調査する文献を増やすとともに、地域に精通した専門家に意見を求めた上で、重要な地形や地質への影響の回避を検討すること。

特に、伊豆半島ジオパークについては、ジオパークの認定等の更新への影響を含め、事前に関係者と十分に協議すること。

5 風車の影

風力発電設備の存在及び稼働に伴う風車の影による周辺住民の生活環境に及ぼす影響を回避又は極力低減するよう、具体的な保全措置を準備書に記載すること。

6 動物及び植物

(1) 魚類等

海域における浚渫工事を行わないことから海域の動植物については環境影響評価項目として選定しないとのことだが、河川へ濁水が流入した場合は海域まで到達し、海域に生息する動植物や水産業にも影響が及ぶと考えられることから環境影響評価項目に加えること。

(2) 鳥類及び哺乳類

配慮書及び方法書に係る地域住民等からの意見には、コウモリ類、猛禽類、渡り鳥等への影響を懸念する意見が寄せられている。特に風力発電設備の設置に伴う鳥類及びコウモリの衝突（バードストライク及びバットストライク）が懸念されることから、調査、予測を行った上で、衝突が回避されるような配置を検討すること。

(3) 植物

事業実施区域における植物の植生や群生については希少な種が多数含まれていることから、樹木の伐採や土地の改変を伴う造成工事による希少植物の生育環境への影響について、地域に精通した専門家の意見に意見を求めた上で調査、予測し、その結果に応じて、環境影響を回避又は極力低減するため具体的な保全措置を準備書に記載すること。

7 景観

(1) 調査、予測及び評価について

景観資源の改変は沼津市景観計画における景観の保全の阻害に繋がると考えられるため、影響の予測及び回避策を検討すること。

「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」において、「風力発電施設が主眺望方向に介在する場合」と「風力発電施設が主眺望方向に介在しない場合」とで垂直視角を指標とした眺望への支障の程度の判断が異なっているため、このことを考慮して主要な眺望景観の変化の程度を予測すること。

(2) その他

本事業は、沼津市景観計画における「富士山の眺望景観の活用」「遠景を構成する山並み景観の保全」をはじめとする様々な景観形成を阻害するものであると考えられるとともに、本市の観光やフィルムコミッショニングなどにも大きな影響を及ぼすと考えられることから、これらの点について具体的な対策についても検討すること。

主要な眺望点に、「島郷海岸」を追加すること。主要な眺望点「沼津港～大瀬崎間定期航路」の眺望点欄に「クルージング：沼津港、内浦湾」について併記すること。

また、事業実施区域が視野に入る可能性がある伊豆半島ジオパークのサイトが多いと考えられることから、ジオパークの認定等の更新への影響を含め、事前に関係者と十分に協議すること。

8 人と自然との触れ合いの活動の場

土地の改変を伴う造成工事による濁水が海域まで流出することで、海水浴場の水質やダイビングスポットの水質、視認性等へ影響を及ぼすおそれがあるため、濁水が海水浴場やダイビングスポット等に及ぼす影響について調査、予測及び評価を実施すること。

併せて、事業実施区域周辺には伊豆半島ジオパークのジオサイト等が存在することから、それらへの影響について調査、予測及び評価を実施すること。

9 その他の環境影響

(1) 埋蔵文化財

事業実施区域内には現在のところ埋蔵文化財包蔵地は確認されていないものの、周辺では複数の埋蔵文化財包蔵地が存在しており、実際に地盤の改良等による掘削において、埋蔵文化財が新規に発見される可能性も否定できない。

よって、地下掘削については、市教育委員会と協議し、事前に埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査を行うこと。試掘調査の結果、埋蔵文化財が新たに確認された場合は、文化財保護法を遵守し、工事計画について市教育委員会と協議を行い、必要に応じた対応をすること。

(2) 災害対策

近年、全国各地で大規模な風水害が発生していることから、事業実施区域においても、想定を超える豪雨や暴風により、風力発電設備の倒壊等、極めて危険な事態が起こることが懸念されるため、専門家に意見を求めるなどを行い、豪雨等の自然災害に対する安全対策を検討すること。

併せて、本市は、南海トラフ地震による最大震度6強の揺れが想定されていることを踏まえ、脆弱な土地における風力発電設備等の配置にあたっては、倒壊等の危険性を踏まえたうえで、適切な配置等を計画すること。